

令和5年9月1日

雇用調整助成金の不正受給について

弊社は、新型コロナウイルス感染症の影響による業績不振が深刻になっていた、令和2年7月より、国の助成金制度である、雇用調整助成金の申請を行うことを決定し、開始いたしました。

しかしながら、先般この助成金の受給に関して新潟労働局より調査が入り、助成金の受給申請に疑義があるとして指摘を受けました。何度かに渡り、担当者が新潟労働局へ詳細な説明を行って参りましたが、明らかな正当性を示すことが出来ず、受給した助成金は不正な受給であると判断され、返還を求められる結果となりました。

不正な受給であると判断された理由は、社員が休んで申請した休日が、すべて年次有給休暇として判定されたことにあります。

なお、新潟労働局から返還を命じられた額については、既に全額を返還いたしました。

当事象に対する処分内容については、担当役員の取締役辞任、代表取締役の役員報酬30%カットを6カ月間、常勤役員の役員報酬10%カットを3カ月間といたしました。

今後は、社内コンプライアンスの管理体制を一から見直し、二度と同じ間違いを繰り返さないことと、一日も早く、株主の皆様・関係各社の皆様、及び社員の皆様にも失った信用と信頼を取り戻すべく、全力で社業に取り組んで参る所存であります。

皆様には、大変なご心配とご迷惑をお掛けし、心よりお詫びを申し上げます。

直江津海陸運送株式会社
代表取締役社長 山崎 雅敏